

組織

役員紹介

理事長（代表理事） **緒方 隆博**
 専務理事（代表理事） **赤間 光博**
 常務理事（代表理事） **赤間 才記**
 常勤理事 **正中 良樹**
 常勤理事 **小出 直司**
 常勤理事 **梅津 俊明**
 非常勤理事※1 **植松 岳**
 常勤監事 **姉川 泰則**
 非常勤監事（員外）※2 **久留 和夫**

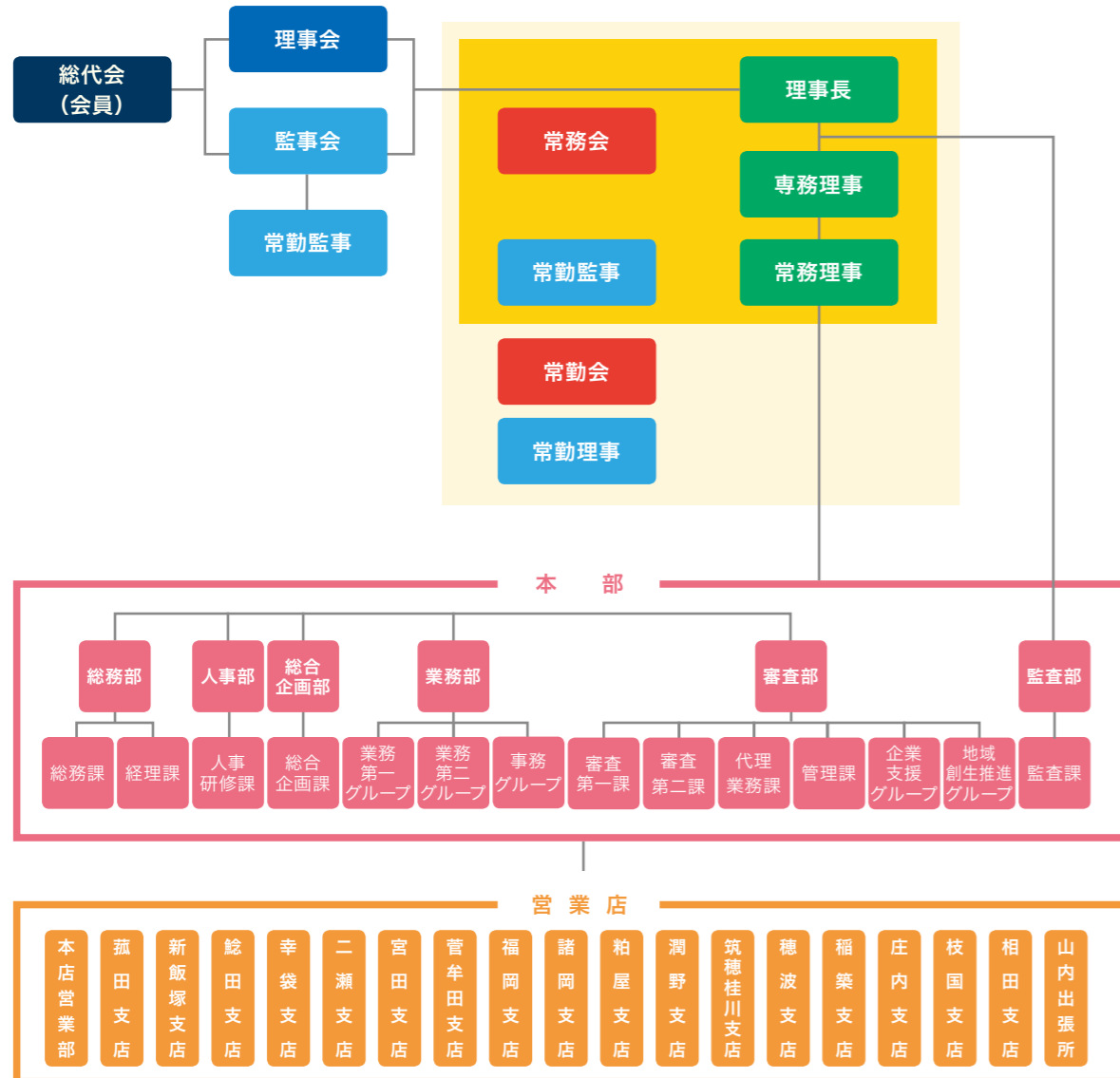
役員状況

役員数
 定款に定める理事数 8人以内
 定款に定める監事数 2人

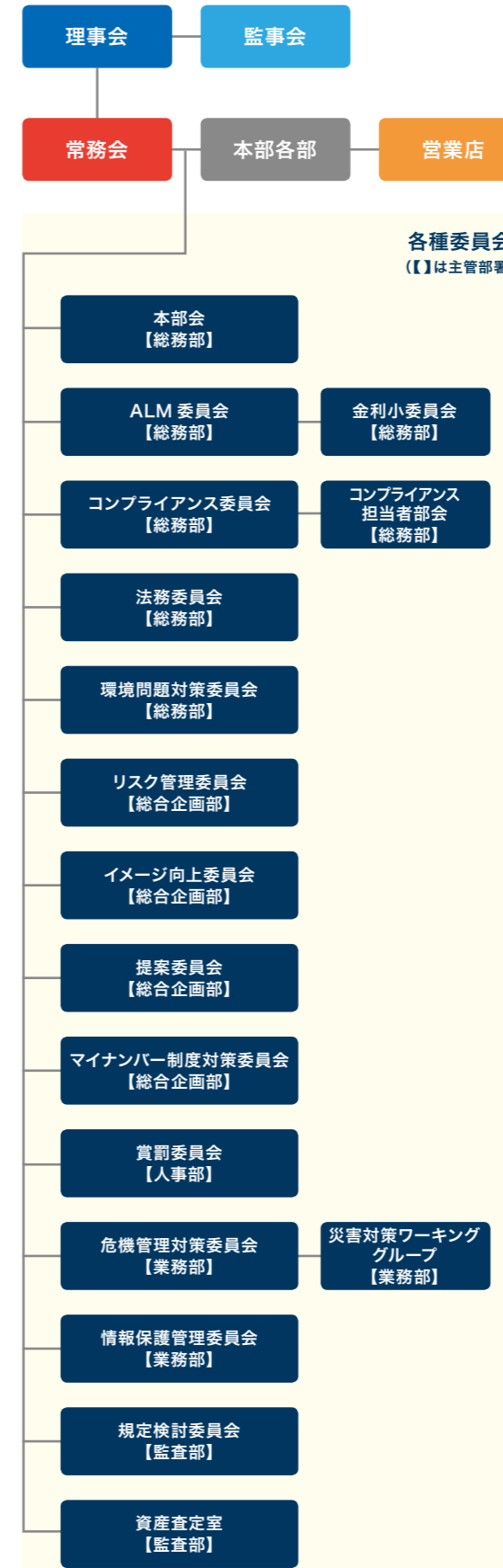
区分	25年度末	26年度末	27年度末
理事 (うち非常勤)	7人(1)	7人(1)	7人(1)
監事 (うち非常勤)	2人(1)	2人(1)	2人(1)
合計 (うち非常勤)	9人(2)	9人(2)	9人(2)

(※1)理事 植松岳は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (※2)監事 久留和夫は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。
 (平成28年7月1日現在)

組織図



委員会組織図



各種委員会の目的

経営環境の変化に伴い、飯塚信用金庫が処理すべき分野は年々拡大しており、各部各課並びに営業店における諸案件は、増大してきています。各種委員会は、これら諸問題に対し迅速に対応すべく、金庫横断的に各種委員会を設け問題解決を図ることを目的としています。

本委会

当金庫の各種課題や懸案事項について検討・協議し、健全経営の維持に資することを目的としています。

ALM委員会

経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスクなど種々のリスクを極力回避し、資金調達、運用の迅速化、最適化を図るべく、当金庫の資産、負債を総合的に管理することを目的としています。

金利小委員会

ALM委員会の下部組織として、金融市場見通しにもとづき、資金の調達・運用の適正化を図り、経営上必要な収益を確保することを目的としています。

コンプライアンス委員会

責任ある健全な業務運営を遂行するため、法令等遵守態勢の検討をおこない、金庫の健全な発展に資することを目的としています。

コンプライアンス担当者部会

コンプライアンス委員会の下部組織として、部課毎に担当者を配置し、定期的に店内で研修会を実施するほか、チェックリストに基づいて日常における法令等遵守状況の管理を目的としています。

法務委員会

当金庫の業務活動が法的側面や庫内体制面において整合性のあるものかを検討し、法務リスクの主管部署としてのリーガルチェックの充実を図り、信用の維持確保を図ることを目的としています。

環境問題対策委員会

当金庫役職員が環境問題の重要性に対する認識を共有し、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取り組みを行い、持続的発展が可能な地域社会の実現に向けて活動することを目的としています。

リスク管理委員会

当金庫の直面する全てのリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価することにより総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により、統合的なリスク管理を行っています。

イメージ向上委員会

地域に対する貢献活動および広報活動を通じて当金庫の企業価値を向上することを目的としています。

提案委員会

職員の創意・工夫による業務の改善や、金庫のイメージ向上につながる意見の提案を奨励することにより金庫の発展に寄与することを目的としています。

マイナンバー制度対策委員会

平成28年1月より開始されたマイナンバー制度に対し、法令に基づいた対応を行い、当金庫の健全な発展に資することを目的としています。

賞罰委員会

当金庫就業規則第68条に基づき、職員の表彰または懲戒の公平を期すことを目的に理事長の諮問機関として設置されました。

危機管理対策委員会

水害・火災・地震等の災害、強盗やサイバーテロ等の犯罪、停電やコンピューターシステムの障害等の事故、風評リスクによる取り付け騒ぎが発生した場合にも業務を中断することなく、営業店窓口・渉外および事務部門において来店客を含む取引先へ向けたサービスを継続するための対策を行うことを目的としています。

災害対策ワーキンググループ

本グループは、東日本大震災や金融機関のシステム障害の経験を踏まえ、緊急時におけるお客さまや職員の安全確保、および業務継続のための対策を検討し規程等の策定を行うことを目的としています。

情報保護管理委員会

「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、保有する個人情報を適切に取り扱うための管理態勢を金庫全体で統一を行うことを目的としています。

規定検討委員会

金庫業務運営の健全性と効率性を確保するため各種諸規程等の整備促進を図ることを目的としています。

資産査定室

早期は正措置制度の運用上定めた資産の自己査定を適切かつ正確に行うため、理事長の諮問に応じると共に、資産査定についての意見を具申することを目的としています。